

所沢市土砂の堆積の規制に関する条例（改正素案）について

1 経緯

本市では無秩序な土砂の堆積を防止し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を目的とし、所沢市土砂の堆積の規制に関する条例（以下「市土砂条例」という。）を平成15年に制定、施行しています。

令和7年7月1日に、本市の全域が宅地造成等工事規制区域に指定され、盛土規制法の規制が適用される見込みであり、市土砂条例の一部規定が盛土規制法と重複することとなるため、一部を改正するものです。

2 改正の概要

（1）土砂の堆積規制に係る規定の削除

盛土規制法の改正により、土砂堆積に係る許可制度等が新設されたことから、重複することとなった市土砂条例による許可制度等の土砂の堆積規制に係る規定を削除します。

（2）汚染土砂の堆積規制に係る規定の存置

盛土規制法に規定されていない、土壌基準の遵守及び汚染調査の義務については、規制を存置します。

（3）条例名の改正

条例名を「（仮）所沢市土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」とします。